

# 定期監査（後期）結果報告

## 1. 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく監査

## 2. 監査を実施した監査委員

小林市監査委員 南崎 淳一郎

小林市監査委員 首藤 美也子

## 3. 監査の目的

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、地方自治法第 2 条第 14 項から第 16 項及び関係法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを検証するため。

## 4. 監査実施日及び監査対象課（かい）

実施日	対象課（かい）
平成 29 年 1 月 11 日（水）	企画政策課 会計課
平成 29 年 1 月 13 日（金）	長寿介護課 紙屋出張所 野尻庁舎 住民生活課
平成 29 年 1 月 17 日（火）	西小林出張所 市民課
平成 29 年 1 月 18 日（水）	商工観光課 畜産課
平成 29 年 1 月 20 日（金）	危機管理課 健康推進課

実施日	対象課(かい)
平成 29 年 1 月 23 日 (月)	市立病院 農業振興課
平成 29 年 1 月 25 日 (水)	ほけん課 管財課
平成 29 年 1 月 27 日 (金)	総務課 建設課
平成 29 年 1 月 30 日 (月)	地方創生課 野尻庁舎地域整備課 農業委員会野尻分室
平成 29 年 2 月 1 日 (水)	財政課 野尻庁舎地域振興課 水道課野尻水道 G
平成 29 年 2 月 6 日 (月)	水道課

## 5 . 監査の方法

監査に当たっては、対象課等の事務所へ出向き、あらかじめ提出を求めた予算の執行状況及びその他関係資料に基づき、監査委員が各所属長及び主幹等から予算並びに事業の執行状況や所管業務等の説明を受け、質疑応答方式により実施した。

併せて、関係諸帳簿等の全部又は一部の照合及び実査を行った。

なお、今年度は次の事項について、特に留意して監査を行った。

### 特に留意した事項

- 1 収入事務は関係法令に基づき適時、適正に処理されているか。
- 2 支出事務は関係法令に基づき適時、適正に処理されているか。
- 3 契約事務は関係法令に基づき適正に処理されているか。
- 4 現金の管理は適正に行われているか。
- 5 情報セキュリティ対策は適正に行われているか。

6 昨年度の定期監査において指摘した事項が改善されているか。

## 6 . 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正に行われていると認めた。

しかし、今年度も一部に改善又は検討を要する事項が見受けられたので、内容を十分に検討の上、必要な措置を講じ、今後の適正な事務の執行に万全を期されたい。

改善又は検討を要する事項については以下のとおりである。

なお、軽微な事項については、口頭で改善を要望したので、記述を省略する。

### ( 1 ) 特に留意した事項における指摘・要望事項

#### 時間外勤務手当の支給事務について ( 支出事務 )

時間外勤務手当の支給事務については、これまでも指摘してきたところではあるが、今回の定期監査においても、多くの課 ( かい ) において、支給誤りが見受けられた。特に週休日の振替により 1 週間の勤務時間が 38 時間 45 分を超えた勤務に係る時間外勤務手当 ( 25/100 ) の取扱い、短時間勤務職員が正規の勤務時間を超えて勤務し、1 日の勤務時間が 7 時間 45 分に達するまでの勤務に係る時間外勤務手当 ( 100/100 ) の取扱い等に関する認識不足が見受けられた。また、単純な集計ミス等も散見されたことから、制度の再確認及びチェック体制の見直しを要望する。

【企画政策課 ( 過支給 3 件 ) 長寿介護課 ( 過支給 1 件・支給もれ 1 件 ) 市民課 ( 過支給 3 件・支給もれ 1 件 ) 商工観光課 ( 過支給 3 件・支給もれ 3 件 ) 畜産課 ( 過支給 3 件 ) 危機管理課 ( 過支給 4 件・支給もれ 3 件 ) 健康推進課 ( 過支給 4 件、支給もれ 1 件 ) 市立病院 ( 支給もれ 2 件 ) 農業振興課 ( 過支給 4 件 ) ほけん課 ( 過支給 5 件・支給もれ 4 件 ) 建設課 ( 過支給 2 件・支給もれ 2 件 ) 地方創生課 ( 過支給 5 件 ) 野尻庁舎地域整備課 ( 過支給 2 件 ) 水道課 ( 経営 G・工務 G ) ( 過支給 3 件・支給もれ 1 件 ) 水道課 ( 下水道 G ) ( 過支給 3 件・支給もれ 2 件 )】

## 昨年度と同様の指摘があった課（かい）について

昨年度の指摘事項について、改善されている課（かい）も見られたが、依然として、昨年度と同様の指摘を受けた課（かい）が見受けられた。指摘の内容は、前述の時間外勤務手当の支給誤りが最も多く、その他としては、調定遅延、支出負担行為遅延、旅費の支給遅延、貸与品台帳登載もれ等が見られた。今回の指摘を真摯に受け止め、課全体として適切に対応するよう要望する。

### 時間外勤務手当の支給誤り

【長寿介護課、市民課、商工観光課、危機管理課、健康推進課、農業振興課、ほけん課、建設課、野尻庁舎地域整備課】

### その他の指摘

【長寿介護課、商工観光課、農業振興課、ほけん課】

## （２）各課における指摘事項

### 企画政策課

郵便切手の購入において、納品前に支払いを完了しているものが1件見られた。

### 会計課

特に指摘する事項は認められなかった。

会計課で保管されている基金について、定期預金証書等の原本確認を行ったところ、適正に管理されていた。

### 長寿介護課

昨年度も同様の指摘をしているが、旅費において、支給が遅延（9か月）しているものが1件、概算払の精算が遅延（4か月）しているものが2件見られた。また、支出科目を誤っているものが3件見られた。

資金前渡で支出した負担金、給料、職員手当等について、精算が遅延（数箇月）しているものが散見された。

文書処理簿において、記入もれや記載誤りが多数見られた。

#### **野尻庁舎 住民生活課 紙屋出張所**

特に指摘する事項は認められなかった。

#### **野尻庁舎 住民生活課**

予算の流用において、不要と思われる流用が1件見られた。

委託料の予算の執行において、支出負担行為の時期が遅延（9か月）しているものが6件見られた。

#### **市民課 西小林出張所**

特に指摘する事項は認められなかった。

#### **市民課**

旅費において、支給が遅延（6か月）しているものが3件見られた。

委託料の予算の執行において、支出負担行為の時期が遅延（9か月）しているものが1件見られた。

県支出金（住宅新築資金等償還推進助成事業費補助金）の収入事務において、交付決定通知書に基づく調定が遅延（5か月）していた。

郵便物切手受払簿において、受領印もれ、受領日の記入もれが数件見られた。また、払高の記入もれが1件見られ、受払簿の残高枚数と実数に不一致が見られた。

休暇簿において、病気休暇等の承認印もれが数件見られた。

#### **商工観光課**

昨年度も同様の指摘をしているが、旅費において、支給が遅延（6か月）しているものが2件見られた。

昨年度も同様の指摘をしているが、スポーツ振興くじ助成金の収入事務において、交付決定に基づく調定が遅延（5か月）していた。

予算の流用において、不要と思われる流用が1件見られた。

業務委託契約書において、契約者署名欄に法人格を表す「小林市」の表記もれが2件見られた。

貸与品台帳において、今年度貸与した被服の登載もれが4件見られた。

## 畜産課

業務委託契約書において、契約者署名欄に法人格を表す「小林市」の表記もれが1件見られた。

在勤地内旅行命令簿において、命令印のないものが多数見られた。

## 危機管理課

個人事業主への委託料の支払いにおいて、所得税の源泉徴収もれが1件見られた。

業務委託契約書において、契約者署名欄に法人格を表す「小林市」の表記もれが1件、委託料の支払いを遅延した場合の遅延利息の率が適切でないものが2件見られた。

## 健康推進課

旅行命令書において、旅行命令変更の決裁を受けていないものが3件見られた。

旅費において、概算払の精算が遅延（5か月）しているものが1件見られた。

県支出金の交付決定通知において、文書処理簿による受付を行っていないものが2件見られた。

## 市立病院

市が貸与しているUSBメモリーに、パスワードが記載されていた。

## 農業振興課

昨年度も同様の指摘をしているが、補助金の予算の執行において、支出負担行為の時期が遅延（7か月）しているものが1件見られた。

在勤地内旅行命令簿において、命令印のないものが多数見られた。

県支出金の交付決定通知において、文書処理簿による受付を行っていないものが1件見られた。

## ほけん課

昨年度も同様の指摘をしているが、貸与品台帳において、今年度貸与した被服の登載もれが2件見られた。

レターパックの取扱いにおいて、受払簿が作成されていないが、郵券同様、郵便物切手受払簿で使用状況等を記録されたい。

特定個人情報の取扱いがある業務委託契約書において、特定個人情報に対応した個人情報特記事項を添付していないものが1件見られた。

## 管財課

特に指摘する事項は認められなかった。

## 総務課

委託料の予算の執行において、支出負担行為の時期が遅延（5か月以上）しているものが2件見られた。

## 建設課

旅費において、概算払の精算が遅延（6か月）しているものが4件、支出科目を誤っているものが1件見られた。

委託料の予算の執行において、支出負担行為の時期が遅延（8か月）しているものが1件見られた。

貸与品台帳において、今年度貸与した被服の貸与日及び貸与期間の誤りが多数見られた。

時間外勤務命令簿において、命令印及び確認印のないものが3件見られた。

#### **地方創生課**

旅費において、概算払の精算が遅延（5か月以上）しているものが2件見られた。

県支出金（移住等促進支援事業補助金）の収入事務において、交付決定通知書に基づく調定が遅延（5か月）していた。

#### **野尻庁舎 地域整備課**

貸与品台帳において、今年度貸与した被服の登載もれが2件見られた。

現金領収帳において、未使用の現金領収証及び収納報告内訳書に出納員名の記入と領収印の押印がされていた。

在勤地内旅行命令簿において、命令印のないものが多数見られた。

#### **農業委員会 野尻分室**

特に指摘する事項は認められなかった。

#### **財政課**

特に指摘する事項は認められなかった。

#### **野尻庁舎 地域振興課**

特に指摘する事項は認められなかった。

#### **水道課（野尻水道G）**

特に指摘する事項は認められなかった。

#### **水道課（経営G・工務G）**



貸与品台帳において、今年度貸与した被服の貸与日及び貸与期間の誤りが4件見られた。

#### 水道課（下水道G）

指摘事項は前述の「時間外勤務手当の支給事務について」のみであった。